

大田市告示第150号

大田市特別保育事業補助金交付要綱（平成17年大田市告示第22号）の一部を次のように改正する。

令和6年9月27日

大田市長 楫野弘和

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

区分	事業内容	補助金の交付額
一時預かり事業	「一時預かり事業の実施について」（令和6年3月30日5文科初第2592号、こ成保第191号）の別紙に定める一時預かり事業の内容	「子ども・子育て支援交付金交付要綱」（令和5年9月7日こ成事第481号）の別紙に定める一時預かり事業の交付金の額
県単一時保育事業	「しまねすくすく子育て支援事業実施要綱」（平成27年6月18日青第391号）に定める県単一時保育事業の内容	「しまねすくすく子育て支援事業交付金交付要綱」（平成27年6月18日青第391号）に定める県単一時保育事業の交付金の額に2を乗じた額
延長保育事業	「延長保育事業の実施について」（令和6年4月1日こ成保第225号）の別紙（以下「延長保育事業実施要綱」という。）に定める延長保育事業の内容	「子ども・子育て支援交付金交付要綱」（令和5年9月7日こ成事第481号）の別紙に定める延長保育事業の交付金の額
病児保育	「病児保育事業の実施について」	「子ども・子育て支援交付

事業	(令和6年3月30日こ成保第180号)の別紙に定める病児保育事業の内容	金交付要綱」(令和5年9月7日こ成事第481号)の別紙に定める病児保育事業の交付金の額
保育所地域活動事業	「しまねすくすく子育て支援事業実施要綱」(平成27年6月18日青第391号)に定める子育て講座事業及び地域交流活動事業の内容	「しまねすくすく子育て支援事業交付金交付要綱」(平成27年6月18日青第391号)に定める子育て講座事業及び地域交流活動事業の交付金の額

附 則

この告示は、令和6年9月27日から施行し、令和6年4月1日から適用する。